

第一号通所介護事業(小樽市通所介護相当サービス)利用料金表

要介護 状態区分	通所介相当 サービス費 ※1	運動器 機能向上 加算 ※2	サービス 提供体制 強化 加算 I ※3	事業所 評価 加算 ※4	単位 合計	介護職員 処遇改善 加算 I ※5	食事提 供料金	利用者負担額の 目安 ※5	
								週1回利用 (月4回)	週2回利用 (月8回)
	(単位)	(単位)	(単位)	(単位)	(単位)	(単位)			
要支援 1	1,647	225	72	120	2,064	122 (5.9%)	¥680	¥4,906	—
要支援 2 (週1回利用)	1,647	225	72	120	2,064	122 (5.9%)	¥680	¥4,906	—
要支援 2 (週2回利用)	3,377	225	144	120	3,866	228 (5.9%)	¥680	—	¥9,534

※1 利用料金の額の算定は、小樽市が定める介護報酬上の額を基準としています。1単位＝10円です。
小樽市通所介護相当サービスは月額となります。

利用者負担額はサービス対象分の1割または2割(介護保険負担割合証による)です。

※2 運動機能向上加算については、機能訓練指導員・看護職員・介護職員等が共同して策定した運動器機能向上訓練計画書に基づいてサービスを提供した場合に算定されます。

※3 サービス提供強化加算はサービス提供体制が基準を満たした場合にⅠ1、Ⅰ2またはⅡが加算され、基準を満たさない場合には算定されません。

サービス提供体制強化加算算定要件		
Ⅰ1	要支援1→72単位 要支援2→144単位	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
Ⅰ2	要支援1→48単位 要支援2→96単位	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。
Ⅱ	要支援1→24単位 要支援2→48単位	通所介護サービスを直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること。

※4 事業所評価加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所に対し、評価対象期間につき、1月に120単位が加算されます。

※5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は月合計単位数の5.9%の算定となります。

※6 生活保護受給者等、利用負担額が減額となる事があります。担当ケアマネージャーさんにご相談下さい。

※6 合計額は、端数処理のため変動することがあります。

☆ 入浴サービスについて加算はありませんが入浴していただけます。

☆ 当事業所と同一建物に居住している方が小樽市通所介護相当サービスを利用する場合は、要支援1→376単位/月、要支援2→752単位/月の減算になります。

給付外サービス 下記料金については、全額ご契約者様の負担となります。

①食事料金(飲食代・食事提供に関わる費用を含む) 食事1食……680円

②オムツ代(当事業所のオムツを使用した場合)

1、パンツタイプ …… 1枚 120円 2、パットタイプ …… 1枚 30円 3、その他のもの ……実費

③当事業所が提供する日用品の費用(利用者様の希望による)

1、歯ブラシ …… 1本 150円 2、着替え(パンツ、シャツ)等その他日用品 …… 実費

3、タオルセットレンタル料金(バスタオル+フェイスタオル)……1セット 86円

④利用者の希望によって当事業所が提供する教養娯楽費 …… 実費

☆ その他保険外サービスに係る上記各項目の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者様又はご家族に対し、事前に説明申し上げたうえで、支払いに同意くださる旨の文書に署名(記名捺印)をいただくこととします。